

令和8年度 熱中症対策用 電動ファン付き作業服等 購入費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人清瀬市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の会員が屋外で就業する際の安全意識を高めることにより熱中症事故防止を図るため、予算の範囲内において電動ファン付き作業服等（以下「作業服」という。）の購入費を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成の対象となる者は、センターで就業中の会員とする。

(助成対象経費)

第3条 助成の対象となる経費は、作業服の熱中症対策用品の購入費とする。作業服は、就業時に着用するもので、作業に支障をきたさないものとする。

2 作業服に付属するファン、バッテリー、充電器、ケーブルなど付属品のみの購入費については助成の対象外とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、3,000円を限度とする。

2 購入額（消費税及び地方消費税を含む）が3,000円未満の場合は、その購入額を限度とする。

3 助成金の交付は、会員1人につき1回を限度とする。

(申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする会員は、作業服を購入した日から起算して3か月以内かつ遅くとも令和9年3月のセンター最終業務日までに、熱中症対策用電動ファン付き作業服購入費助成金交付申請書（様式第1号）に作業服の購入を証明するもの（領収書等）を添付し、会長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 会長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、助成金交付の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

2 前項の通知は、助成金の交付をもってこれに代えることができるものとする。

(交付決定の取り消し等)

第7条 会長は、交付対象者が偽りその他不正な行為により助成金の交付を受けたときは、助成金の交付を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月27日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

熱中症対策用 電動ファン付き作業服等 購入費助成金交付申請書

令和 年 月 日

公益社団法人

清瀬市シルバー人材センター会長 様

会員番号 _____

会員氏名 _____

熱中症対策用電動ファン付き作業服等購入費助成事業実施要綱第5条の規定により、下記のとおり助成金の交付を申請します。

助成金請求額 _____ 円

(注)

- 熱中症対策用作業服の購入を証明するもの（領収書等）を添付してください。
- 助成金の交付申請は、会員1人につき1回までです。
- 助成金の上限は3,000円です。熱中症対策電動ファン付き作業服等購入代金が3,000円（消費税及び地方消費税を含む）未満の場合は、その額を助成します。

令和 年 月 日

領 収 書

下記のとおり領収いたしました。

公益社団法人

清瀬市シルバー人材センター会長 様

金額 _____ 円

但し、令和8年度熱中症対策用電動ファン付き作業服等購入費助成金として

会員番号 _____

会員氏名 _____